

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和元年11月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和元年11月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン隼人国分ショッピングセンター  
霧島市隼人町見次1229番地 外68筆

### 2 変更事項

#### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 変更前 イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外17社  
株式会社ひさご屋百貨店 代表取締役 酒匂久輝  
始良市加治木町本町61番地  
有限会社カバンのヒグチ 代表取締役 樋口弘文  
鹿児島市東千石町15番5号  
株式会社輝幸 代表取締役 重久忠行  
鹿児島市西千石町7番10号

イ 変更後 イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外17社  
株式会社多津屋 代表取締役 松田照美  
長崎市浜町4番4号

#### (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 4箇所 建物敷地西側，南側，東側及び北側  
イ 変更後 3箇所 建物敷地西側，南側，東側及び北側

### 3 変更年月日

- (1) 2の(1)の株式会社ひさご屋百貨店，有限会社カバンのヒグチ及び株式会社輝幸に係る変更  
平成31年2月28日
- (2) 2の(1)の株式会社多津屋に係る変更 令和元年7月20日
- (3) 2の(2) 令和元年11月9日

4 届出年月日

令和元年11月8日